

18世紀

IV 補論とまとめ



1. 補論 文献上からみた那古野城—戦国期を主に—

名古屋城は、戦国期に始まり、江戸時代初期徳川家康により「天下普請」として新たに築かれ、戦災によって本丸天守閣を始め多くの建物が焼失するまで、近世城郭の代表例として、「尾張名古屋は城で持つ」と世にうたわれるほどの著名な城郭の一つである。

従って、近世城郭としての名古屋城に関する史料は多大な量に及び、研究史の蓄積もまた厚い⁽¹⁾。報告者としては、近世城郭としての名古屋城について、現在のところ、その力備及び時間的余裕が不足しており、他日を期せざるを得ない。

そこで、本稿では、近世城郭以前の名古屋城——ここでは便宜的に那古野城と呼ぶことにするが——を主に取り挙げることにする。戦国期の那古野城についても、織田信秀・信長父子の事蹟との関連で、比較的よく知られており、『信長公記』などの関係文献も他の戦国期の城郭に比べて少ないとはいえない。

しかし、それらの関係文献の性格の持つ限界の故に、那古野城に関する諸事件、例えば、築城・攻防・廃城などの年代といった基本的情報すら、未確定な部分が多いと聞かれれば、驚かれる方も多いのではなかろうか。ましてや、城郭の規模・構成や城下町の様相などについては、文献上ではあたかも雲をつかもうとするが如く、謎にみちているといえよう。

そうした当時の城の状況については、考古学による発掘調査に期待するところが大きいのは勿論であるが、文献史料の上から、本稿では再検討を試み、出来る限り、那古野城の姿を明らかにしようとした。それが、同城の歴史のみならず、尾張地方の歴史の動き、さらには戦国織豊期の日本の歴史の転換に関係していると考えているからに他ならない。

今川氏と那古野城

尾張における室町期守護体制は、尾張国8郡のうち、知多・海東2郡を除く尾張国守護を斯波氏が、知多・海東両郡の「分郡守護」を一色氏が勤めるというものであった⁽²⁾。さらに、守護の支配下に属さず、将軍に直接奉任する奉公衆の存在も尾張では顕著であった⁽³⁾。

しかし、応仁・文明の乱により、斯波・一色氏という守護権力は失墜した。尾張国内においては、実権は守護代織田氏に移り、守護斯波氏を擁して清須城に拠る織田大和守家が「下四郡」を、その北の岩倉城に拠る織田伊勢守家が「上四郡」をと分裂対抗し、しばしば相戦う状況となった。

そのため、尾張国内の政治的分裂はさらに進行することとなる。岩倉系織田氏の支配する「上四郡」については、関係史料が乏しく、不明な点が多いが、守護代清須系織田氏の支配する「下四郡」については、その状況は比較的明らかである。よく知られる「清須三奉行」の台頭である。即ち、守護代の奉行を勤める織田一族、勝幡城に拠る織田弾正忠（備後守）家、小田井城に拠る同藤左衛門家、同因幡守家の3者が勢力を伸ばした。例えば、藤左衛門家の居城小田井城については、高田徹氏の研究によって、かなりの規模の城であったことが明らかになっている⁽⁴⁾。

さらに注目したいのは、勝幡系織田氏（弾正忠家）の台頭である。その本拠地、勝幡城は海東・海西・中島郡境に位置しており、その南にある津島を押さえ得る場所であった⁽⁵⁾。津島は牛頭天王信仰の中心であり、津島御師は尾張国外に広域的な活動をしたことが知られる。また、津島は、港町として重要であ

り、経済的に繁栄していた。勝幡系織田氏の台頭の背景に津島が存在があったことは、従来から指摘されている⁽⁶⁾。

しかし、勝幡系織田氏の勢力基盤はそれだけではない。まず、海東郡自体が、元来一色氏の領国であり、尾張守護斯波氏の被官織田氏の勢力の及ぶ領国内ではなかった筈である。ところが、応仁・文明の乱の結果、一色氏は尾張国内で影響力を喪失し、隣接する織田氏一族のうち、弾正忠家が進出してきたと考えられる。

また、妙興寺文書によれば、勝幡の北にある中島郡にも、勝幡系織田氏の進出がみられる。織田信秀の祖父西（材）岩が、中島郡内の妙興寺領花井・朝宮（以上現一宮市内）、矢合・鈴置・吉松（以上現稲沢市内）を押領したのは、恐らく応仁・文明の乱後の尾張国内の混乱に乗じてのことと思われる⁽⁷⁾。西岩が、守護代織田敏定の寺領安堵の措置を無視して、寺領の押領が可能であったのは、中島郡が本来岩倉系織田氏の支配地域であり、守護代家としばしば争ったという当時の政治状況が背景に存在したとしても、相当の実力をそなえていなければ、実行できなかったと思われる。従って、前述した『信長公記』のいう尾張国内の上・下4郡の分割という状況も⁽⁸⁾、実際には郡境（これ自体現在のところ確定し得ないが）により明確に両勢力が分かれていたわけではない。『信長公記』には、郡単位で、諸勢力の勢力範囲を説明しようとする傾向がみられることを留意せねばならない⁽⁹⁾。

いずれにしろ、中島郡のかなり北部にまで早くから勝幡系織田氏の勢力が及んでいたことは確実である。しかも、織田信秀が後述するように本拠を尾張東部に移した後も、藏入地などの存在によって勝幡系織田氏の権力基盤たるを失わず、信長・信雄の時代にも依然として、同郡のあり方に変わりはなかった⁽¹⁰⁾。

以上のように、尾張西部において勝幡系織田氏の台頭がみられ、織田信秀は、1532年（天文元）に守護代家および三奉行家の1つ織田藤左衛門と抗争しており、守護代家の権威低下は明らかであった⁽¹¹⁾。また、美濃・伊勢と接する西端の海西郡（川内）においては、美濃・伊勢・尾張の一向宗門徒の結集する長島願証寺が存在し、独自の勢力圏を築くに至った。ことに鱈浦を本拠とする服部水軍は有力門徒として知られていた⁽¹²⁾。

他方、尾張東南部においても、諸勢力の分立状況は同様とみられる。海東郡とともに、一色氏が「分郡守護」であった知多郡では、一色氏の被官佐治氏（大野）や水野氏（緒川）らの諸勢力が分立・抗争する場となった。愛知郡・春日井郡にかけては、先述の「清須三奉行」の一人、小田井城の織田藤左衛門家や、那古野城の那古野今川家の台頭が目される。今川氏は、足利一族の名門で、その嫡流は駿河守護を世襲した。後述するように、織田信秀に那古野城を奪われた同城主今川左馬介氏豊が、駿河守護今川氏親（1471～1526）の末子で、同氏輝・義元の弟にあたるため、氏親が尾張守護斯波義隆を遠江で降して尾張に送還する際に、氏豊を同行させ、那古野城を築いて城主としたとの説（『名古屋合戦記』）が伝えられている⁽¹³⁾。しかし、今川氏と那古野との結びつきは、さらにさかのぼることができる。1431年（永享3）7月、幕府御料所（直轄地）山田庄の百姓の逃散事件が起き、幕府は、尾張守護代に逃散した百姓をかくまう者を処罰することを告げ、近隣の領主にもその旨を伝えた⁽¹⁴⁾。その一人に、那古野の領主今川左京亮の名が挙がっている。他に名を連ねている諸領主のうち、寺院・公家を除くと、守護・奉公衆級の有力武士と考えられる⁽¹⁵⁾。当時の駿河守護は、今川民部大輔範政（1364～1433）であり、今川左

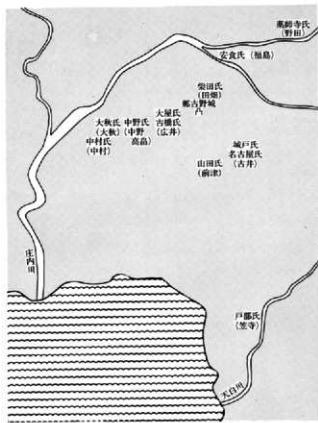
京亮とは別人物である。今川関口氏を始め今川氏一族で、奉公衆を勤める者がいたので⁽¹⁶⁾、左京亮も、系図上の位置づけは不明ながら、今川氏の一族で、奉公衆であったと推測される。

従って、那古野今川家は、今川氏の一族であっても、尾張の那古野を領地とした奉公衆に由来する家柄といえよう。元来尾張は、19家と、全国で4番目に奉公衆が多くみられるのである。

守護・奉公衆の多くが、応仁の乱により室町幕府と衰退を共にしたのに対し、那古野今川家は、乱後も那古野を本拠に、勢力を維持してきたと思われる。そして、小和田哲男氏が指摘するように⁽¹⁷⁾、本家である駿河守護今川氏親の末子氏豊が、同族ということで、那古野今川家へ養子として迎えられ、家督を継いだと考えるのが妥当であろう。今川氏親は、遠江を巡る斯波氏との戦いに勝ち、駿河・遠江両国の戦国大名としての地位を確立させることに成功したが、氏豊の那古野今川家相続により、直接その勢力を尾張に及ぼしたとは考え難い。駿河・遠江と尾張との間には三河があり、氏親は、やっと東三河の戸田氏・牧野氏を従わせるに至っただけで、西三河進出は果たせず、1526年(大永6)亡くなる。その後、幼少の氏輝のもとで駿河今川氏内部は混乱を生じ、同氏の勢力後退に乗じて、西三河の松平氏の急激な勢力拡大が始まっており、駿河今川氏と那古野今川家との連携ということは、実現困難であったと思われる。

しかし、那古野今川家が、室町幕府の奉公衆として那古野に長年培ってきた勢力は、氏豊の代に至っても、かなりの規模を持っていたと推測される。那古野城主今川氏豊の旧臣の氏名・在を示した「今川氏豊旧臣分布図」を参照すれば、那古野城を中心として、愛知郡を主に、一部が春日井郡南部に及んでいるのがよみとれよう。氏豊旧臣分布図⁽¹⁸⁾は、江戸中期に成立していた「将士伝」⁽¹⁹⁾によるもので、いわば近世の伝承に類するものであるが、旧臣の一人、中村氏(中村居住、広井城主とも)について、後に詳述するように他にも関係史料があり、参考史料として、ある程度の信頼をおけるものと思われる。この推測が正しければ、那古野今川家は、庄内川と天白川に挟まれた、愛知郡・春日井郡南部のかなりの広範な地域を支配していたと考えられよう。

実際、織田信秀による那古野城攻略という事件のみが従来注目されてきたが、勝幡系織田氏の発展という視角から見た場合に重要な事柄は、この信秀の行動によって、尾張東部に勝幡系織田氏の支配が直接に及ぶことになった



付図① 今川氏豊旧臣分布図
(「将士伝」より)

点であり⁽²⁰⁾、それは那古野今川家の勢力基盤の奪取に他ならなかったのである。熱田神宮寺座主・笠寺別当憲信が「当殿様、愛智ニ多悉以御手ニ入候」と述べた事態は⁽²¹⁾、那古野今川家の信秀による打倒に
(信秀)
よって初めて実現し得たことを思えば、それ以前の愛知郡における那古野今川家の勢力の大きさを認めてもよからう。

那古野城主今川氏豊は、連歌などの催しを通じて、勝幡城主織田信秀と対等の交際をしていたことはよく知られている⁽²²⁾。先述の座主・別当憲信が、1527・28年(大永7、享禄元)ごろの笠寺寺僧たちの非法な行動を非難して、「彼在所」(笠寺)では、「国之御下知をまかろんし申たる事ニて候」と述懐している⁽²³⁾ことは、後述するように、隣国西三河の松平氏の尾張進出という事態も付け加わっているにせよ、「下四郡」を支配していた笠の守護代織田大和守の權威の愛知郡における低下を如実に示すものといえよう⁽²⁴⁾。応仁の乱後、尾張西部の中島郡において、守護代織田大和守の權威が勝幡系織田氏による妙興寺領押領を拒む何らかの力となり得なかったのと同様な事態が、尾張東部の愛知郡においても進行しつつあった。上司たる別当や守護代の命令を無視して憚らない笠寺寺僧とそれを支持する在地の勢力と、それと結ぼうとする那古野今川家⁽²⁵⁾、さらに西三河の松平氏の進出にみられるように、尾張東南部においても、守護—守護代という伝統的支配体制からの離脱という諸勢力の分立状態が生まれていたことを、くり返し強調して置きたいと思う⁽²⁶⁾。

松平氏の尾張進出

既に何度か触れたように、織田信秀の那古野城攻略に関係する時期、1526年(大永6)～1535年(天文4)にかけて、隣国西三河の松平氏による尾張進出の事実がみられる。

まず、連歌師宗長の「宗長手記」⁽²⁷⁾によれば、1526年(大永6)3月27日に、宗長を招いて、守山の松平与一の館で、「新地の知行」の「祝言」に、千句興行が催され、守護代家の織田氏一族や被官も参集した。松平与一とは、桜井(現安城市)の松平信定にあたり、「新地の知行」とあるところからみて、この頃信定は、本拠三河の桜井に加えて、尾張守山の地を新たに得たものと思われる。知行入手の契機は不詳ながら、「新地の知行」とあり、守護代家一族・被官が出席していることからみて、武力征服などではなく、守護代家の承認を経た知行獲得であることはまちがいない。

次に、碧海郡佐々木(現岡崎市)の松平三蔵信次は、1533年(天文2)に愛知郡梅森(現日進町)の城主となった⁽²⁸⁾。

また、先述したように、熱田神宮寺座主・笠寺別当憲信によれば、1527・28年(大永7・享禄元)ごろに、愛知郡南部の笠寺あたりは、「三州より知行」と述べられており、時期からみて、当時西三河で勢力を伸ばしつつあった松平氏の勢力が、愛知郡南部の地を知行したといわれるような事態が生じていたと思われる⁽²⁹⁾。

これらの事例をみてもと⁽³⁰⁾、三河国境に近い梅森を別にすれば、守山・笠寺ともに、三河に隣接する愛知・春日井両郡内でも、比較的国境から隔たった内部の地であることと、「知行」という言葉からうかがえるように、武力征服ではない、いわば平和的・合法的な手段による獲得と思われることに注目したい。

こうした松平氏一族の尾張進出を経たのちに、松平氏惣領7代松平清康は、東三河征圧後、武力によ

信秀による那古野城攻略

織田信秀による那古野城攻略はよく知られている事件であるが、その年代については未確定な部分が多い。江戸時代以来伝えられてきたのは1532年(享祿5・天文元)説で、天文元年2月11日(『明良洪範』)・同年3月11日(『名古屋合戦記』)と両説あるが、『言繼卿記』⁽³³⁾の記事によって、その信頼性が失われた。同記によれば、1533年(天文2)7月に、「在名なこや」の今川竹王丸(当時12才)が、勝幡に来て、飛鳥井雅綱のけまりの門弟となっており、この竹王丸が後の今川左馬介氏豊であるとすれば、前年の信秀による那古野城攻略説は成立する根拠を失う。従って、従来の通説では、攻略の年代を、1532年よりも新しい1534・35年(天文3・4)ごろとする場合が多かった。

しかし、近年新井喜久夫氏は、信秀による那古野城攻略の年代を、1538年(天文7)ごろとする新しい説を提起されておられる⁽³⁴⁾。その根拠は、那古野城付近の天王社(現那古野神社)・若宮八幡社が兵火に焼亡して、1539年(天文8)に再建されたという社伝であり、兵火焼亡＝那古野城攻略戦として、その前年にあたる1538年ごろと同城の攻略の年代を推定されている。

新井喜久夫氏の指摘を踏まえて関係史料を再検討してみると、尾張東南部地域に出された織田信秀判物の初見は、1539年(天文8)の熱田加藤氏宛のものが初見であり⁽³⁵⁾、尾張東部を抑えた信秀が、さらに東の三河へ進出して、松平氏の安祥城を攻略するのは、諸説あるうちの、最も早い年代を採用しても、1540年(天文9)である。1535年(天文4)の守山崩れから、本格的な三河侵攻の実施まで5ヶ年も遅れたのは、何か事情がありそうである。新井喜久夫氏の新説は、それを断定できる直接証拠はみられないものの、状況証拠は那古野城攻略が、従来の通説よりも、さらに新しくなることを示しているように思われる。

もし、新井氏の新説が正しいものとするれば、1534年(天文3)の織田信長の誕生地が勝幡城か那古野城かという従来からの議論以上に、大きな問題を新しく提起することになる。第1に、那古野城主今川氏豊の没落が、1534・35年(天文3・4)ごろではなく、早くとも1538年(天文7)以降となる。第2に、信秀による那古野城獲得の年代が遅くなるとともに、その後に築かれる古渡城の築城年代も必然的に遅くなることである。1544年(天文13)11月に、連歌師宗牧は織田信秀を那古野城に訪ねている⁽³⁶⁾。古渡城については、宗牧は何も言及していないことからすると、信秀の古渡城移転はこの後である可能性すら生じてくる。

近世の文獻⁽³⁷⁾が何れも1532年(天文元)攻略説を採用しており、直接断定できる史料を見出し得ていない段階では、慎重でなければならないが、上述したように新井喜久夫氏の新説は十分に検討に値する説と考えられる⁽³⁸⁾。もし、新説が正しいとすると、尾張東部をめぐる状況は、従来の通説から一変してしまう。1526年(大永6)～1535年(天文4)にかけての西三河の松平氏の進出の際には、那古野城主今川氏豊は健在であったことになり、逆に今川氏豊と松平氏の対立を示すような史料がみえないことがなぜなのか、疑問が持たれることになる。

松平氏一族の進出が初期には「平和的」なもので、松平清康の武力侵攻においても、那古野今川家に対しては清康側では何らの懸念も記されていないことからすると、松平氏の尾張進出に対して、那古野今川家の協力、少なくとも黙認がなければ、これほどの成果を挙げることは難しかったのではないかと推測される。

又もや、推測の上に推測を重ねることになるが、那古野今川家の支持を受けた三河松平氏の尾張東部への積極的な進出、これに対し、1535年(天文4)の守山崩れを転機として、織田氏側の反撃が、信秀の那古野城攻略、さらに松平氏の本国西三河への進攻となっていたのではないかと(39)。勝幡系織田氏の発展において、那古野城攻略は、尾張東部への勢力拡大へと位置づけられよう。

那古野城を攻略した織田信秀は、西部の勝幡城から、本拠を同城に移し、打倒した今川氏の旧領は信秀の手中に帰し、新たな勢力基盤を形成した。愛知郡御器所・山崎の佐久間氏、比良の佐々氏、などは譜代の老臣層となり、熱田豪商加藤氏も信秀と親密な関係を結ぶに至る。

しかし、那古野今川家旧臣の動向は複雑で、織田信秀も、笠寺観音と笠寺の有力在地勢力山口・成田氏を懐柔するなどの配慮をみせている(40)が、後述の中村(広井城主とも)の中村氏のように、終に信秀に属さなかったものもいる。

兼松正吉・生駒利豊らとともに、中村又三(元勝)は、歴戦の「尾張衆」として当時武名の高かった武士であるが、その父祖は那古野今川家の旧臣である。以下、関係史料を少々長くなるが引用する。

史料(A) 『士林折訓』3(41)

(中村) 元勝 又三 対馬

産干尾州愛智郡広江村、初庵髮禪利。広江村有薬師仏、元勝護持(割註省略)。其姓不好浮屠、截竹為弓、削木作刀、常試射振鋸、遂得弓術、其力超人。此寺乏朝夕之俸。一日奮然起遠遊之志、往清須府、買弓矢及鞆、而帰、向仏曰、我給仕者有年未見利生、日々貧困何益、今我棄此寺赴他邦、故与一矢以為其驗矣。若有靈、可罰我矣。已受仏体不保一寺、即奈何罰我耶。故矢射徹仏胸。其矢痕干今有之。肩弓腰鞆而出寺、向フ東二。東髮名又三、往駿州属今川麾下、為歩弓士回。(中略)

慶長十二年未三月、忠吉卿即世、

敬公領尾州以 台命属

敬公、十五年戌十一月十三日卒、享年六十七、 (後略)

史料(B) 天野貞泉『塩尻拾遺』16(42)

中村弥右衛門元親は(赤松家の庶流にや、享禄年中、中村彈正貞友等あり。)佐々木の流裔、父は対馬守某と称せし。曾て中国の勇士なりしが、文明年中尾州に來り、愛智郡中村の郷に住せし。元親いとけなき比より、今川左馬介氏豊朝臣に仕へて、名古屋にありし。薬師寺刑部大輔道元春日郡野田村人の女を娶りて男子を生ぜり。享禄五年二月十一日、織田備後守信秀、今川殿を攻めて城を奪へりし時、元親力戦して討死せしにや。彼の男子身を隠し、広井村東光寺の僧となり、忠禪と称せし。壮年に及んで、奮然として志を發し、黒衣を脱して東髮せしかば、時の人皆是をあやしめり。然れども顧り屈せず。我男見たり、箕裘の業を継ぎて海に誇り嶽を揺さんとおもふ。世人愚して浮屠を恐る故に子を誑。又夫れ登點胡に髻々せんやと。即ち所持の弓をし張り、本尊の薬師を射て一笑、袂を払って寺門を出、直に東國に下り、英雄の武將に謁し、志をのべて遂に功名を立てり。中村対馬守元勝也。

史料(C) 洲崎天王社家先祖書(文化11年)(43)

初代 長田甚右衛門

一、知多郡野間浦内海莊司長田四郎忠致後裔ニ付元祖広井村ニ住居仕、広井之城主中村氏之家ニ由緒有之、且天文年中此甚右衛門致繼をハ広井村之支配を兼、天王井石神守護仕、(後略)

上記の史料のうち、A・Bは江戸中期の成立、Cはより降って江戸後期のものである。史料A・Bについては相補う関係にあり、両者に矛盾はなく、近世中期の成立ながら、その内容の大筋について信頼できるものと考えられる。本尊に矢を射るという行為は甚だ過激ながら、選俗して武士となることは当時珍しい事例ではない。しかし、元勝の出家は、織田信秀の那古野城攻略が原因であったことが注目される。即ち、父中村元親は、中村に居住し、今川氏豊に仕えて、那古野城攻防戦で討死し、子元勝も織田氏を憚って出家したとある。史料(C)のように、中村氏が広井城主であったとの伝承よりすれば、かなり有力な家臣の一人であったと思われる。

父元親を信秀のために失った中村又三元勝の思いは、選俗して武士となった後、尾張を去って、駿河の今川義元に仕えたことに明瞭にうかがえる。父を殺した織田氏(信秀・信長父子の時代)に仕えるを潔しとせず、旧主今川氏豊の実兄、嫡流の今川義元に仕えたのであり、その子今川氏真の没落の後に漸く尾張にもどったのである。那古野今川家の旧臣の動向で詳しい記事があるのは、この中村氏の例に限られるが、長年にわたって仕えた那古野今川家を倒した織田氏を嫌い、今川一族に親しみを感ずる旧臣たちは少なくなかったと思われる。

先述したように、愛知郡東南部に勢力を持った山口氏も同様の事例ではなからうか。明証はないものの、笠寺の戸部氏が那古野今川家の旧臣との伝承を持っていたとする⁽⁴⁴⁾と、山口氏も今川家に仕えていた可能性がある。しかし、今川氏豊没落後、山口左馬助は、織田信秀に仕えて、功績を挙げて有力家臣となった。山口左馬助とすれば、愛知郡を掌握した信秀に止むなく仕えただけの新附の家臣であり、信秀が弱体化すれば、再び離れる可能性があった。そして、東方より松平氏を服属させた今川義元が進出することにより、その恐れは現実のものとなった。山口左馬助は、既に信秀存命中に、今川義元の許へ走ったものと思われるが、その行為を太田牛一「信長公記」の如く「謀叛を企て」と非難する⁽⁴⁵⁾には当たらない。山口左馬助は、信秀にとって新附の家臣に過ぎず、しかも、今川義元は旧主の実兄であった可能性が大きいのである。

この東からの重大な脅威に対して、織田信秀は、美濃攻略をあらかじめ斎藤道三との同盟に踏み切り、さらに、今川義元とも講和を図った模様である。信秀はこの困難な状況の中で病死し、那古野城主織田信長が勝幡系織田氏の家督を相続する。

その後の那古野城

那古野城は、信秀の手により「丈夫に御要害仰せ付けられ⁽⁴⁶⁾」、信秀が古渡へ移った際に嫡男信長に譲られた。信秀病死後、その後を継いだ信長は、暫く那古野城を自分の居城とした。そのためか、信秀死後、勝幡城や古渡城が、尾張諸地域の政治支配の拠点としての地位を急速に失ってしまった⁽⁴⁷⁾のに対し、那古野城は依然として、尾張東部支配の拠点としての価値を減ずることはなかった。1555年(弘治元)に、信長は、父信秀の弟守山城主織田信光と協力して、守護代家を滅して清須城を奪取した。

「信長公記」によれば、信長は清須城に移り、事前の約束に従って、信光は那古野城に入って、小田井川(庄内川)を境に尾張下四郡を「川西」・「川東」に分割支配しようとしたと伝えられる⁽⁴⁸⁾。この頃

まで、那古野城は、尾張東部支配の拠点として重視されていたと考えられる。

しかし、まもなく那古野城主織田信光が急死し、信長は那古野城をとりもどし、重臣林通勝を置いた。以後、那古野城の支配拠点としての地位は次第に低下するに至る。

清須城の信長に対し、「川東」即ち尾張東部に拠る勝幡系織田氏一族の挑戦は続いたが⁽⁴⁶⁾、那古野城の地位は副次的なものにとどまった。信長の弟末盛城主織田信行は、兄に対抗するに至ったが、信行を支持する重臣、那古野城主林通勝は、「川東」の諸城を味方に引き入れ、信長に敵対した。結局、兄弟間の争いは林通勝が家臣が信長に帰服し、信行が自害する結果となった⁽⁴⁹⁾。

織田信長は、尾張を統一し、さらに上洛して天下制覇を目指していくが、尾張国内の状況は逆に史料が乏しくなる。那古野城については、1580年(天正8)に林通勝が往年の弟信行の謀反への加担の罪で追放されるまで、城主であったと思われるが⁽⁵¹⁾、重臣林通勝の地位ともども那古野城は影の薄い存在であった。確かに、ある程度の規模の城郭と城下町が存続していたことは推測させるものの、文献上では、尾張の政治支配の拠点としての地位を失わなかった清須城などに比べてこの間の史料に乏しい。

結局、那古野城は、今川氏豊から奪取した織田信秀と、それに続く、信長の初期の時代に歴史——主に文献からみて——に華々しく登場し、その後はほとんど忘れられたまま、徳川家康の名古屋城築城を迎えることとなったと述べてはいいすぎであろうか。文献の物言ぬ部分に、考古学の発掘調査が新たな成果を著積されることを、強く期待するのもそれ故である。(下村信博)

註

- (1) 『名古屋城』(日本名城集成)(小学館)1985の関係文献目録などを参照。
- (2) 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究』上(東京大学出版会)1967、上村喜久子「尾張における守護支配」『清洲町史』(清洲町)1969
- (3) 福田豊彦「室町幕府奉公衆体制」『室町幕府守護職家系』下(新人物往来社)1988
- (4) 『愛知県中世城館調査報告Ⅰ(尾張地区)』(愛知県教育委員会)1991 小田井城の項
- (5) 『佐織町史』通史編第3編第2章(佐織町教育委員会)1989
- (6) 小島廣次「勝幡系織田氏と津島衆——織田政権の性格をさぐるために——」『名古屋大学日本史論集』下(吉川弘文館)1975 なお、一向一揆との対抗関係から、勝幡系織田氏の勢力を低くみる議論もあるが、同氏の権力基盤の形成はより早くから進んでいたとみるべきである。
- (7) 某書状草案(妙興寺文書504号)『新編一宮市史』資料編5(一宮市)1963
- (8) 奥野高廣・岩沢郷彦校注『信長公記』(角川書店)1971
- (9) 播稿「文献史学からみた尾張城館史研究」『愛知県中世城館調査報告Ⅰ(尾張地区)』(愛知県教育委員会)1991
- (10) 播稿「織田政権と尾張武士——坂井文助利貞を例として——」『名古屋博物館研究紀要』15 1993
- (11) 山田栄女他校訂『言繼卿記』(国書刊行会)1914
- (12) 『信長公記』(註8)
- (13) 『名古屋合戦記』『改訂史籍集覧』13(史籍集覧研究会)1968
- (14) 『御前落居奉書』桑山浩然校訂『室町幕府引付集成』上(近藤出版)1980
- (15) 土岐美濃守は美濃守護、畠山右馬頭持純は奉公衆五番頭、千秋刑部少輔も奉公衆である。三上・大草・加治3氏も奉公衆を一族から出している。また、守護代とは別個に、幕府から直接命令を受けていることから、彼らは守護被官層ではないと考えられる。
- (16) 前掲書(註33)
- (17) 小和田哲男『国際情報人信長』28頁(集英社)1991
- (18) 付図①参照
- (19) 『將士伝』『国記』(徳川林政史研究所蔵)
- (20) 勝幡系織田氏の勢力は、前掲論文(註6)によれば、従来東部の愛知郡には及んでいなかった。
- (21) 天文19年12月17日付熱田座主憲信覚書(密議院文書、以下「覚書」と略)『春日井市史』資料編。但し、上村喜久子「中世地方寺院縁起の展開と地域社会——笠寺縁起と熱田——」『年報中世史研究』17 1992のいうように、同書はいくつかの誤謬があるので、適宜訂正して用いた。「覚書」は、戦国期尾張の政治史を考える上でも、貴重な史料である。

- 02 前掲書(註03)に、信秀が運歌の会にしばしば那古野城に招かれたことを、同城奪取に利用した伝承を載せる。
- 03 「覚書」(註04)
- 04 「春日井市史」(註05)では、「其時分之大和守殿さま」とあるが、「其時今之大和守殿さま」と読む方が、字形や当時の表現方法からみて、妥当でなかろうか。もし、これが正しい読み方となれば、織田大和守連勝の生存は、従来の1544年(天文13)から1550年(天文19)まで延ばすことができよう。
- 05 「覚書」(註06)などにはみえないが、愛知郡の政治状況を考える上で、山口氏ら郷村規模の在地勢力の上に、郡規模のより広い地域を掌握しようとする那古野今川家などの存在を考える必要があろう。
- 06 「上四郡」を支配する岩倉系織田氏内部にも分立状態が生まれていたとの指摘がある。新井喜久夫「織田系譜に関する覚書」『清洲史』(清洲町)1969
- 07 島津忠夫校訂「宗長手記」(岩波書店)1975
- 08 「日進町梅森の歴史」(梅森の歴史発行委員会)1985。三歳信次の子孫は、尾張に数ヶ所の知行を維持した。
- 09 「覚書」(註07)
- 00 付図②参照
- 01 小野信二校注「三河物語」『戦国史料叢書6 家康史料集』(人物往来社)1965
- 02 前掲書(註08)
- 03 前掲書(註09)
- 04 『織田信長事典』出自(新人物往来社)1989
- 05 天文8年3月20日付織田信秀判物(西加藤家文書)
- 06 宗牧『東国紀行』『群書類従』紀行文
- 07 前掲書の他に、後述する『塩尻拾遺』(註02)や朝日重村(1714没)・重章(1674~1718)父子編の「塵点録」(名古屋国立鶴舞中央図書館蔵)も、同様に1532年としており、管見の限りでは、近世文献に異説はみられない。
- 08 但し、残る課題の一つとしては、今川氏豊の没年が、現存史料では天文5年となっていることである。関口宏行「今川彦五郎を道って」『駿河の今川氏』2(今川氏研究会)1977参照。
- 09 織田信秀が、天文8・同12年に熱田加藤氏に宛てた判物(西加藤家文書)に、守護代織田連勝の判物を添えていることは、一国規模の効力を期待するとともに、信秀側に、自己の愛知郡征服の「大義名分」として、守護代支配の復活をかかげることを意識していたとも考えられる。
- 00 年末詳12月20日付織田信秀判物(密蔵院文書)、前掲論文(註04)参照。
- 01 「名古屋書統編」19(名古屋市教育委員会)1968
- 02 「名古屋書」18(名古屋市教育委員会)1959
- 03 洲崎神社文書
- 04 前掲書(註08)参照。
- 05 前掲書(註8)
- 06 前掲書(註8)
- 07 「信長公記」(註8)によれば、信秀は古渡城を破却して、末盛城を築いて移ったとある。
- 08 前掲書(註8)
- 09 前掲論文(註9)参照。
- 00 前掲書(註8)
- 01 前掲書(註8)

2 ま と め

以上に、今回の名古屋城三の丸遺跡愛知県警地点3,600㎡の調査で明らかにしえたことがらを個別に記載してきたが、最後に戦国時代と江戸時代に分けて、各遺構と遺物のつながり、問題点について簡単にまとめておこう。

戦国時代

堀（溝）によって区画、防御された戦国時代の屋敷地が今回の調査においても発見された。

堀は、検出面での上端幅2.0～3.5m、深さ2.0～3.0m程を測る堅固なもので、断面U字形、あるいは稜研ないし箱稜研形態を呈している。切り合い関係と共伴遺物から、戦国時代の堀はさらに2時期に区分されるが、これまでに本遺跡の各所で検出されてきた中世の溝と比べてみると、規模、方向性共に異なりを見せている。大規模化し、方向もN-5°-W前後及びそれに直交する形態をとっていて、明らかにまとまりある空間設定と計画性が表れているといえるのである。さらにII期になると、堀に土塁が伴い、虎口と曲輪を持つ構造へと変化していく。I期とII期の時期的境界は明確ではないが、ここでは一応SD401の伴出遺物などからして、瀬戸美濃窯編年の大窯II期ごろと推測しておく。そして、これまでに名古屋城三の丸の合同庁舎地点や簡易・家庭裁判所地点で発見されてきた同類の堀の存在とも絡めて考えてみると、このような戦国時代の遺構群は複数の堀と郭とからなる複郭構造をとっていた城・屋敷群であると理解できる。

屋敷地内からは、SB001のような簡単な倉庫を思わせる建物や屋根の一部に使用されたとみられる瓦も発見された。小數ながら、瓦葺建物が存在していたことを窺わせている。また、堀(SD001)内からは投棄された墓の石塔が出土し、屋敷墓の破壊を思い起させる。出土した陶磁器類については、口縁部計測法による統計結果によれば、圧倒的に土器・陶器製品が多く、磁器は全体の14.4パーセントにとどまるという内容になっている。

すでに指摘されているように、これらの屋敷群が文献に現れる那古野城の遺構であることはほぼ間違いのないところとなったのであるが、今次調査の成果を加えても調査地点が限られているために城郭構造の全体把握に未だ至っていない。しかし、『金城温古録』に所収された「御城取大体之図」に暗示されているような現在の二の丸付近のみに限定して捉えることはもはや不可能であり、相当な広がりや規模を持つ城であることがいよいよ明らかになってきたといえる。そして、構造が複雑化し、規模が発展していく契機は何か、今川氏親が建設した段階の城郭構造はどのようなものであったのか、下村信博が本書で論考している織田信秀の略奪・入城、尾張支配戦略とどのようにかわるのか、これらの諸点は、本書において十分には分析できなかった遺構と遺物に関する今後の精緻で厳密な研究に委ねられた課題でもある。

江戸時代

江戸時代の屋敷にかかわる遺構群は厚さ30cmを前後する整地層の上面から検出された。このことは、少なくとも当該地区においては、地表面が多少の起伏を持っていた熟田面に地業を加えて宅地造成が行

われたことを表している。もちろん、調査地点は既に那古野城の敷地内であったからその段階ですでに一定レベルに揃えられていたと推定されるが、屋敷地や建造物を築くために名古屋城域全体にわたって広範囲に計画的な整地がまず行われたことを表している。

今回の調査では、共存遺物との関わりから、検出された江戸時代の遺構について18世紀前半代までを前期、中ごろ以降を後期として取り扱った。この区分は、寛文3年(1663)に成瀬、竹腰の両付家老の屋敷地が二の丸地区から三の丸地区へと移動してきたことによって、屋敷地替えと屋敷地境界の変更とが展開したであろうと想定する区分と必ずしも整合性を持つものではない。むしろこの区分は、17世紀当初に三木、杉山、小笠原、平岩の4氏が屋敷地を構えた当該地区が、竹腰入居の時点で3屋敷地に区割り変更された後、幕末まで安定的に竹腰、山澄、熊谷の3氏の拝領地となっていくのが18世紀の中ごろであったことによるものである。

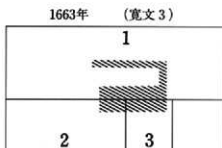
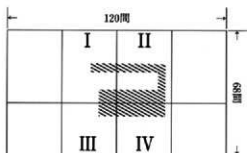
「御城絵図」「尾府名古屋図」「名古屋図」などの絵図に描かれている屋敷地境界線が具体的な遺構として検出されたことは、江戸期の遺跡を調査する上で、絵図や文献資料を援用あるいは検証していく必要性があることをよく表している。竹腰家の南境界線に当たるSD202、山澄家と熊谷家との境界線に当たるSD103は三の丸創建時から幕末まで江戸期を通じて変更がなく、しかも、その築造方法が当初の簡単な木柵から板塀や素掘り側溝形態を経て土塀へと変化していく様相がつかめたのも今時調査の成果の一つに挙げてよいと思われる。

屋敷地内からは27リットル入りコンテナ換算で1000箱を超える大量の土器・陶磁器類、瓦片などが出土し、特に廃棄物処理用に設けられた大型土坑であるSK101、212、333などからはおびただしい量の日常生活用品が出土した。日常的に生じるゴミ処分をまずは自分の屋敷地内で行っていかねばならなかった近世都市民の生活の一段面がよく表れていると言えよう。

これらの出土遺物の中には、竹腰家の家紋である梅鉢文をあしらった軒丸瓦、屋敷地2から出土した三ツ追茗荷文を描いた漆椀、18世紀初頭に屋敷地2に住んだことがある津田家と関わりがあるとみられる木瓜文の銀蒔絵などが含まれており、先の屋敷地境界の問題以上に居住者の生活実体を如実に示す資料となっている。これらに、口縁部統計法により算出した各遺構出土の土器・陶磁器を産地、編年別に絡めていけば、それぞれの屋敷地内に居住していたどの人物がどの生活用品を使用していたかについて、おおよその推定が可能となってくるはずである。しかし、今回は時間の都合上そこまでの分析に至らなかった。

名古屋城跡の三の丸地区内の発掘調査は、今回で4回目を数えた。名古屋市教育委員会が調査を実施した3箇所を合わせると都合7地点となる。本センターでは、資料分析の点で、出土土器・陶磁器の口縁部統計法を共有化し、同類の他遺跡との比較に耐えうる基礎データを蓄積しつつあるが、この方法は名古屋市教育委員会調査においても応用されてこそ十全の意味を持って来ると言える。このこと一つ取り上げても、共通の認識に立つ調査体制が必要であると考え。とりわけ、謎めいた戦国時代の遺構理解に当たっては、その思いを強く感じる。

(加藤)



屋敷地	I	II	III	IV
1600	三木 左京	杉山治郎太夫	小笠原治郎右衛門	平岩 主本 高木 因書 矢鳥 左京
25	小野沢吉清			(間島 重正)
50	吉記 山下 氏昭 竹 腰	政武 山登新兵衛 小瀬 忠次 正 晴	(半弥)	正重
75		友 正	(鈴木 外記 伊達 半平 山澄 英重)	正輝
1700			英貞	
25	正 映 正 武		津田 高寛 寛当 (山澄 英貞) 龍豊	(熊谷 宗実) 佐藤弥平治 (横井十郎右衛門)
50		勝 紀		(河村百之進) 松三郎
75		睦 群	龍明	熊谷七郎左衛門
1800				
25	正 定		豊尚	(七四郎)
50	(正 高)		龍騰	
75	(正 田)		豊功 豊利	(七郎)
屋敷地	1		2	3

調査区内の屋敷地に居住した人々
『金城屋古録』『士林御説』による。

○ は年代不詳

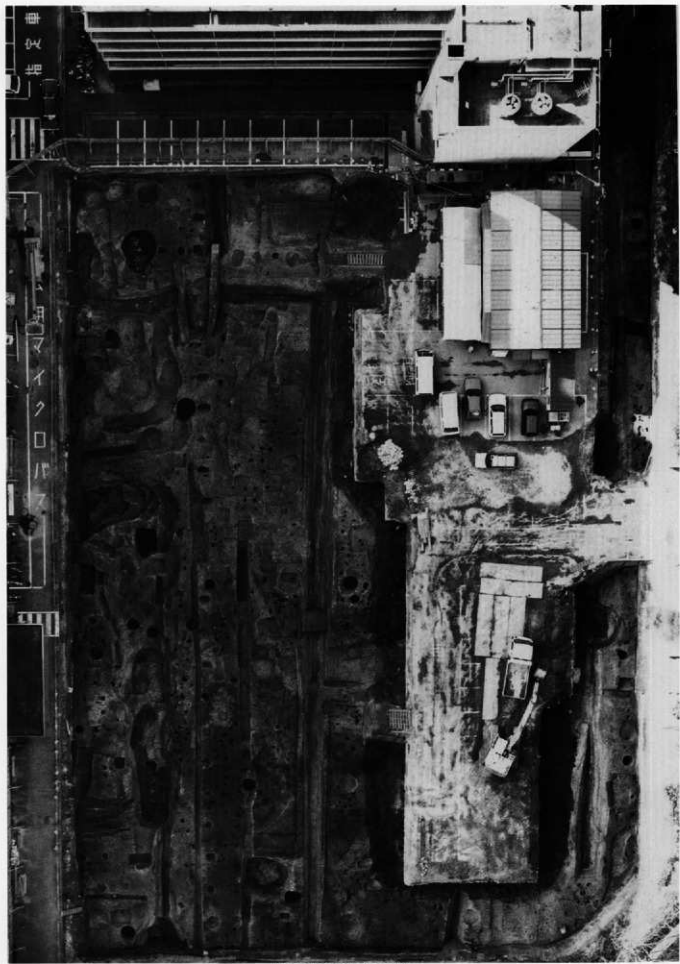
図 版

(注)

遺物図版の個別番号は、例言に記載した登録番号表示をとった。また、実測図未掲載の遺物は、各遺物の登録番号の続き番号で表示している。



上面遺構（近世）全景（右が北）



調査区完掘状態（右が北）



S B301完掘状態 (東から)



S B301遺物出土状態 (西から)



SD401全景（西から）



SD001全景（西から）



SD006全景 (北から)



SD 407 断面 (調査区東壁)



SD 009 断面 (調査区西壁)



SD001中央セクションベルト (東から)



SD 001分岐地点遠景 (西から)



SD001分岐地点近景



SD 001 断面 (調査区東壁)



SA101・102・103完掘状態（南から）



SA 301・302 完掘状態（南から）



S K 229・228・304完掘状態（西から）



S K 229・228・304完掘状態（東から）



S B001緑石検出状況（南から）



S B 001 緑石検出状況（東から）



S B001柱穴列検出状況（南から）



S B 001 柱穴列断ち割り状況（南から）



S X 001 検出状況 (上が西)



S X 001 検出状況 (西から)



S B 301・302完掘状態（上が北）



S B 301 近景



SS101西端部検出状況(南から)



SS101中央部検出状況(南から)



SS101東端部検出状況(南から)



SS 101 東端部側面(南から)



SD 203西端部階段遺構検出状況（南から）



SD 203 西セクションベルト（西から）



SE114断ち割り状況 (北から)



SE145断ち割り状況 (西から)



SE244断ち割り状況 (西から)



SE266断ち割り状況 (東から)



S E 223、227断ち割り状況 (東から)



S E 278 断ち割り状況 (西から)

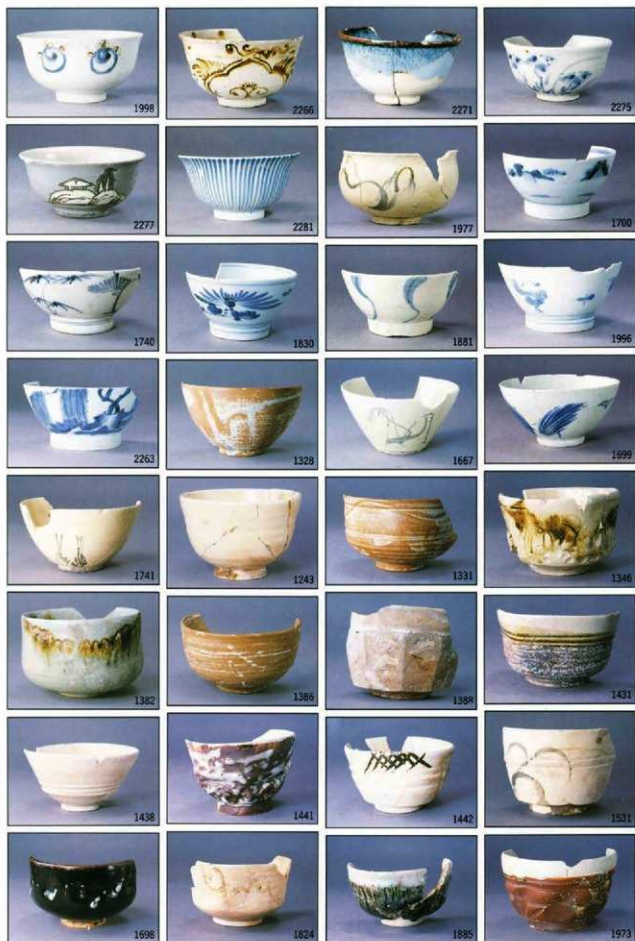


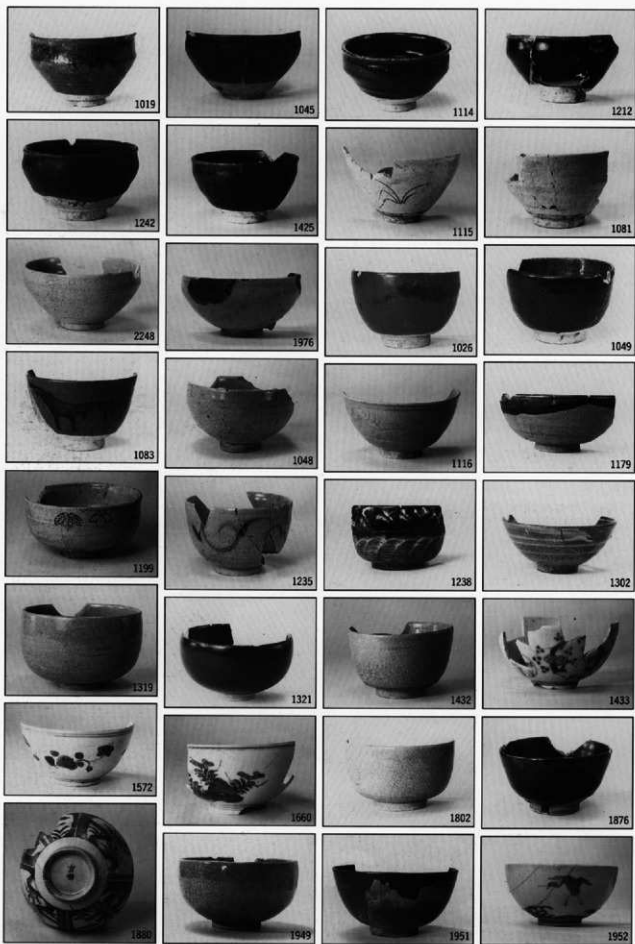
S E 278 最下部近景

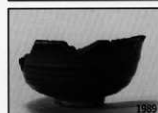
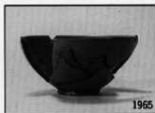


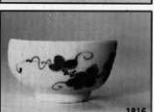














1249



1087



1252



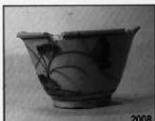
1445



1538



1581



2008



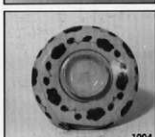
2291



1578



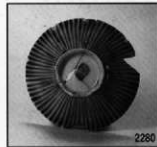
1992



1994



2291



2280



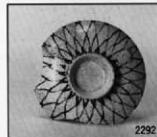
2288



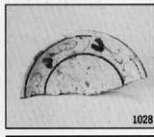
2289



2279



2292



1028



1057



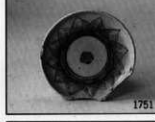
2279



1154



1589



1751



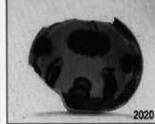
1754



1831



1836



2020



2022



1248



1443



1820



1380



1200



1251



1446



1582



1815



2016



2282



2283



2285



1335



1498



1539



1702



2009



2269



2496



1058



1080



1894



1131



1140



1182



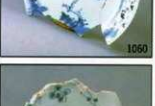
1256



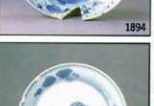
1255



1136



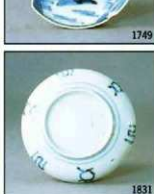
1182

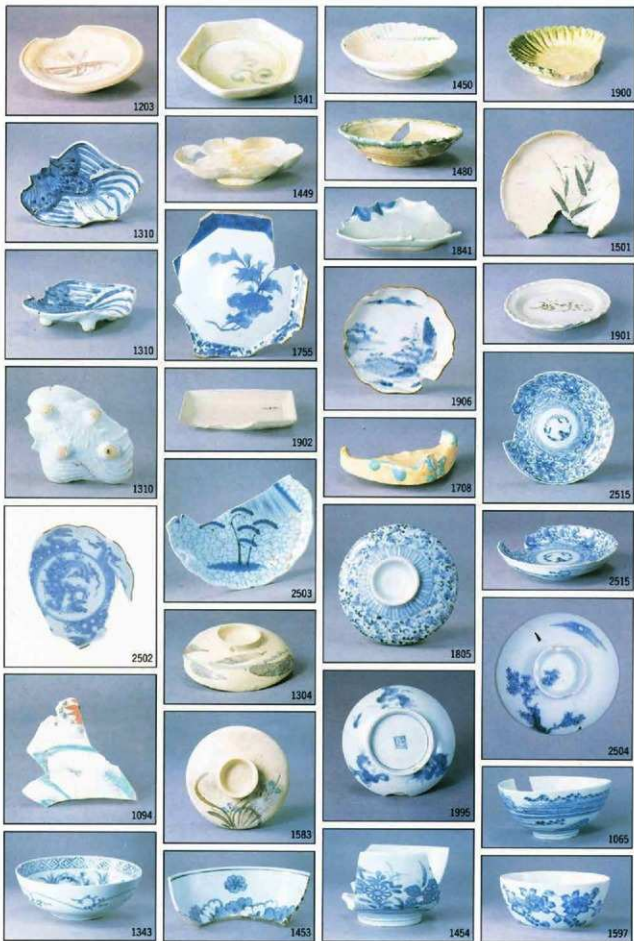


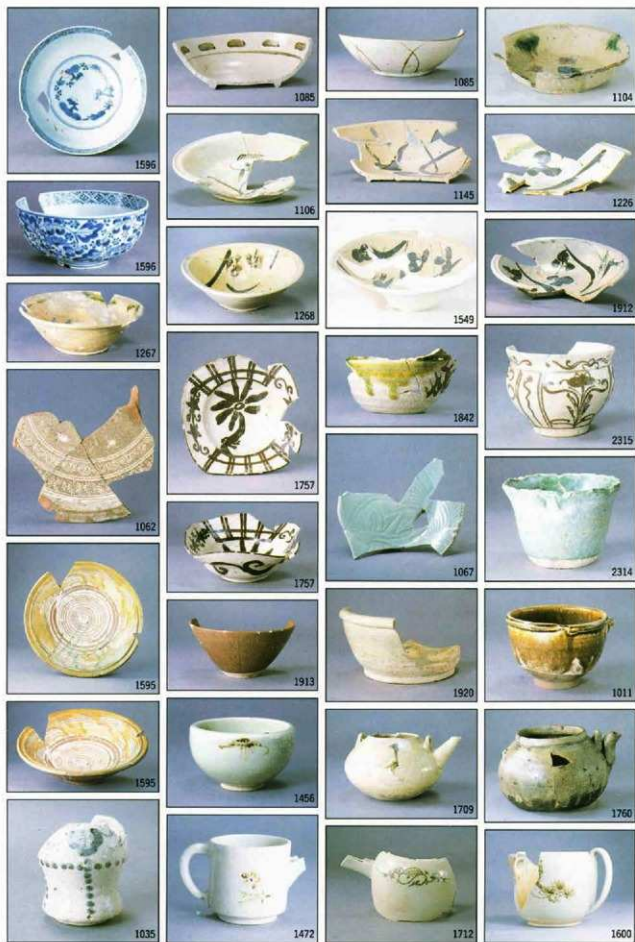
1256

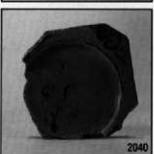
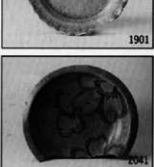
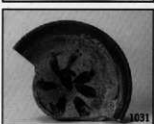
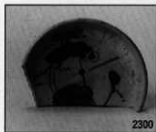
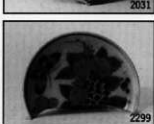
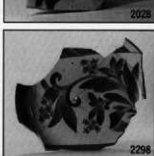
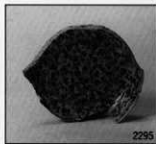
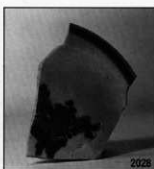
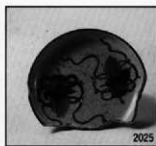


1257











1004



1308



1546



1547



2036



1034



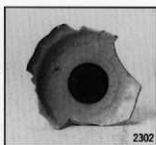
2516



1343



1343



2302



1840



1088



1066



1036



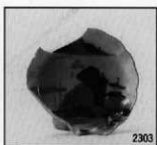
1397



1550



1403



2303



2312



1032



1065



1096



1399



1399



2310



2307



2307



1259



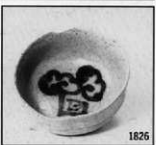
1259



1642



1463



1826



1553



1553



1551



1587



1598



1705



1931



1587



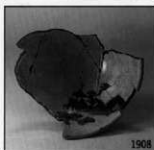
1598



1837



2042



1908



2043



1290



2044



1347



1406



1706



1908



1758



2079



2078



2333



2332



1345



2319



2331



2321



1345



1411



2320



2050



2052

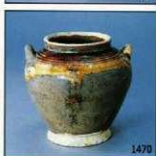
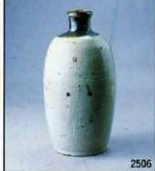
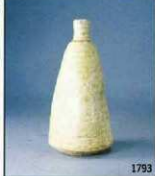
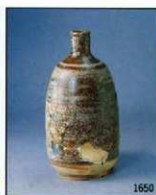


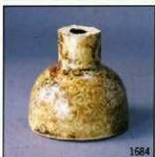
2324

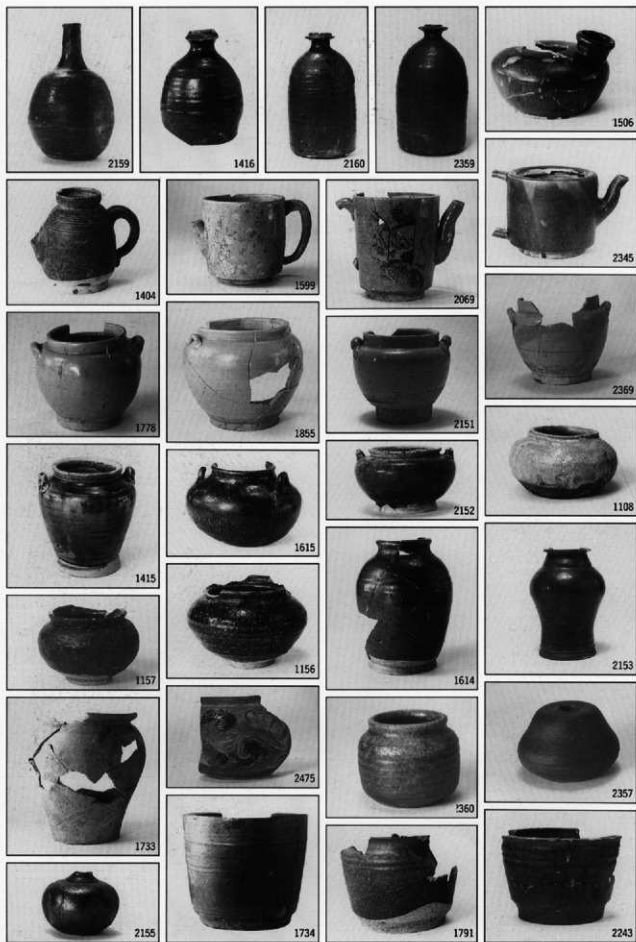


1715











2437



2463



2464



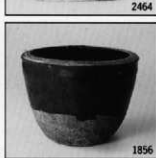
1735



2108



2433



1856



2484



1681



2124



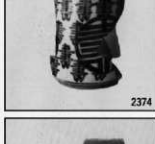
2125



2361



2362



2374



1477



2372



1777



2126



2365



2129



2368



1726



2127



2131



2366



1933



1368



2141



1780



2139



2415



2142



1627



1307



1150



1186



2162



1484



1918



2161



1481



2165



2176



1152



1265



1485



1488



2164



2168



2169



1423



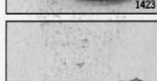
1765



2173



2174



2509



1606



1854



2185



1479



2383



2178



1767



1069



1487



1515



1766



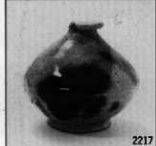
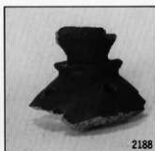
2396

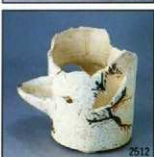


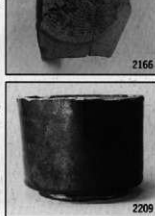
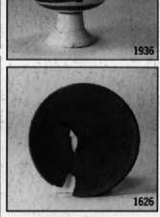
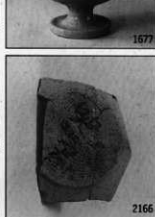
2182

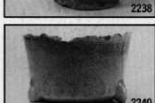
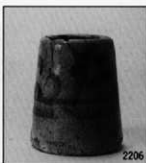


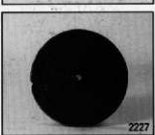
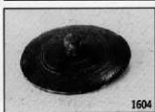
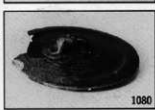
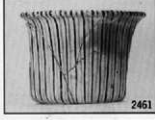
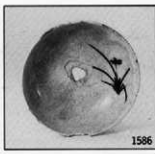
2183



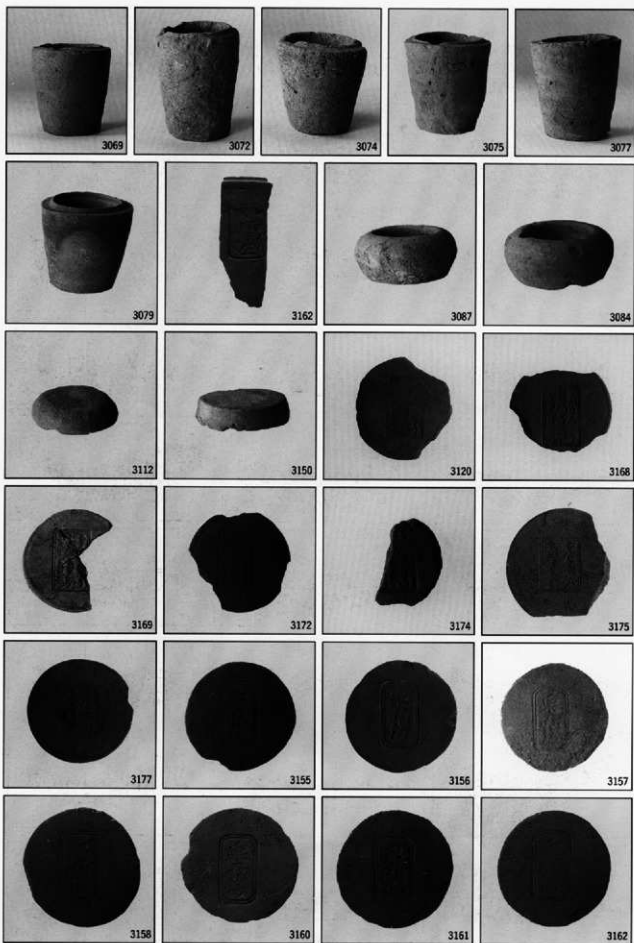














4001



4011



4021



4002



4012



4022



4003



4013



4024



4004



4015



4025



4005



4016



4038



4006



4017



4076



4008



4018



4077



4009



4019



4039



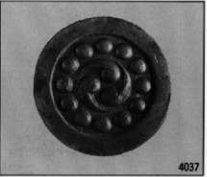
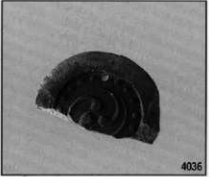
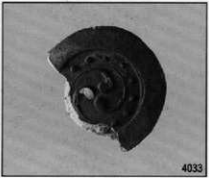
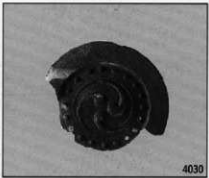
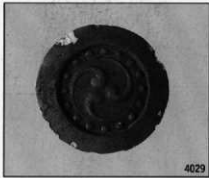
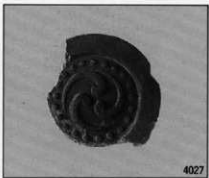
4010

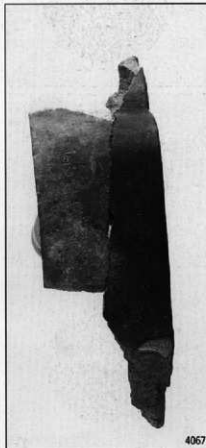
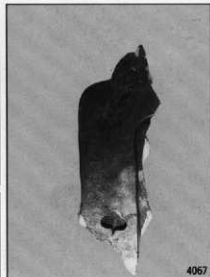
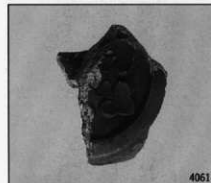
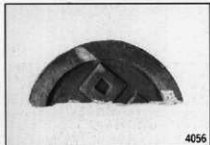
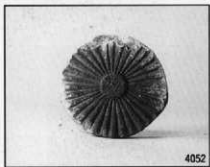
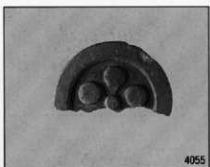


4020

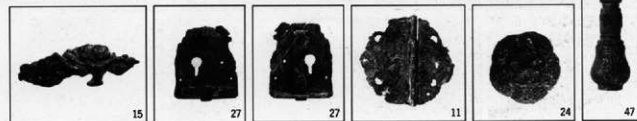
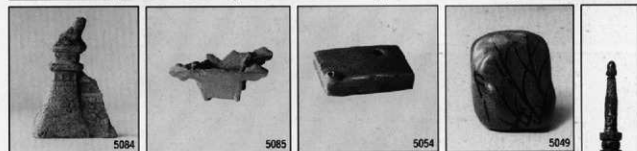
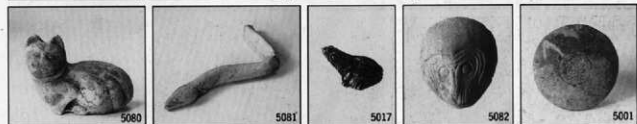
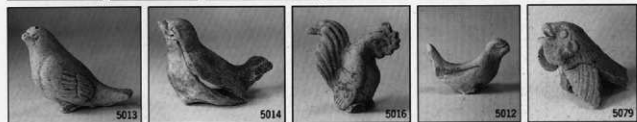


4040



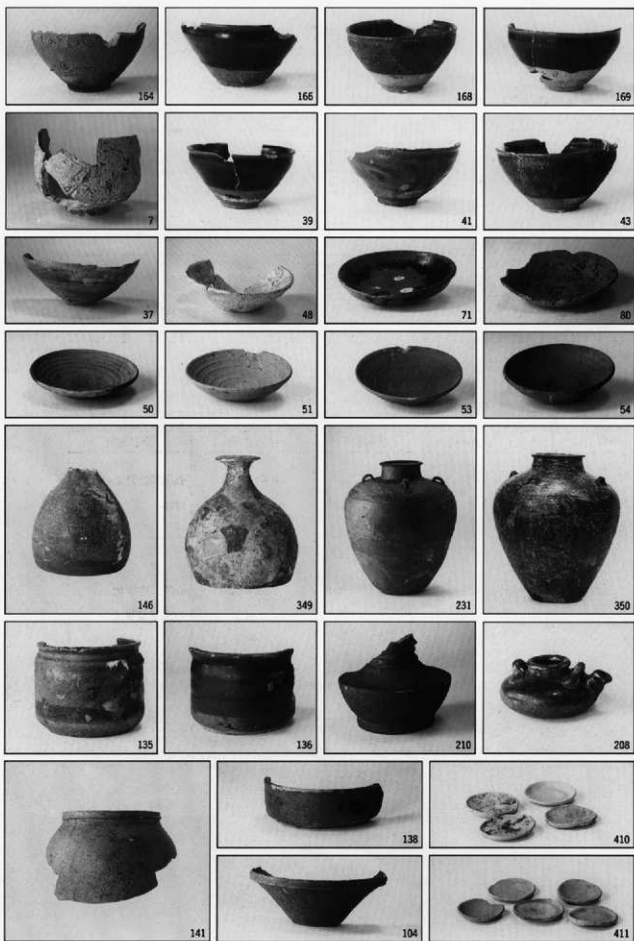












報告書抄録

フリガナ	ナゴヤジョウサンノマルイセキ						
書名	名古屋城三の丸遺跡 (IV)						
副書名							
巻次							
シリーズ名	愛知県埋蔵文化財センター調査報告書						
シリーズ番号	第44集						
編者名	遠藤才文, 北野信彦, 下村信博, 川井啓介, 松田 調, 加藤安信						
編集機関	財団法人 愛知県埋蔵文化財センター						
所在地	〒498 愛知県海部郡弥富町大字前ヶ須新田字野方802-24						
発行年	西暦1993年 3月31日						
フリガナ	フリガナ	コード	北緯 '''	東経 '''	調査期間	調査面積 ㎡	調査原因
所収遺跡名	所在地	市町村 遺跡番号					
ナゴヤジョウサンノマルイセキ 名古屋城 三の丸	ナゴヤジョウサンノマルイセキ 名古屋市中区	23106 —	35°10'41"	136°54'16"	19910601 ↓ 19911227	3600	建物建築
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項		
名古屋城 三の丸	中・近世 城館跡	中世 近世	建物跡 4 堀・溝 21 井戸 11 櫓列 2 屋敷地 3 建物跡 3 櫓・石列 10 井戸と土坑 多数	中世陶磁器 瓦 石製品 近世陶磁器 人形 木、漆製品 鉄製品 石製品	戦国那古野城の 遺構 竹腰、山澄他 の武家屋敷地		

愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第44集

名古屋城三の丸遺跡Ⅳ

1993年3月31日

編集発行 財団法人 愛知県埋蔵文化財センター
印刷 西濃印刷株式会社